

ガバナンス・コンプライアンス ～全剣連の取組み～

令和4年7月

公益財団法人 全日本剣道連盟

公益法人への移行

- ・ 令和2年9月16日 全剣連は一般財団法人から公益財団法人へ
(経緯)

昭和27年: 全剣連設立

昭和47年: 財団法人

(平成20年の法人法改革を経て)

平成24年: 一般財団法人に

令和2年: 公益財団法人

(背景)

- ・ スポーツ団体を巡る環境の変化からガバナンス(適正な組織運営)の強化が重要になったこと

公益法人として

財務面

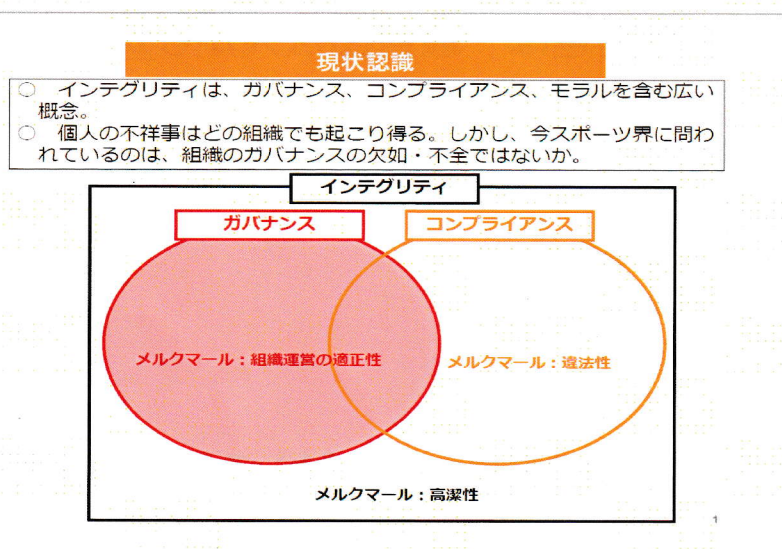
- ・ 全剣連にとって
 - ・ 公益事業に関する法人税は非課税
 - ・ 利子、配当等に関する源泉所得税が非課税
- ・ 寄付者にとって
 - ・ 全剣連への寄付は、所得から控除可能（確定申告等手続き必要）

本質的に重要なこと

- ・ 社会からの信用力向上
- ・ それに伴う責任の増大
- ・ 責任を果たすためには、ガバナンス確立、コンプライアンスの徹底

2022/7/8

スポーツインテグリティ



2022/7/8

ガバナンスとコンプライアンス

・ガバナンス

- ・「統治・支配・管理」
- ・適切な組織運営(スポーツ庁)
- ・スポーツ団体(&公益法人)として社会的責任を果たす方策
- ➡組織の権限・責任、相互牽制関係の明確化、情報公開等による説明責任

・コンプライアンス

- ・法令遵守、社会常識、良識
- ・コンプライアンスを維持改善するための管理体制「ガバナンス」
- ➡ガバナンスの強化が、コンプライアンスの強化に

2022/7/8

スポーツ団体のガバナンスコード

令和元年6月、スポーツ庁は「スポーツ団体のガバナンスコード」制定

【ガバナンスコードにおける13の原則】

原則1:基本計画の策定
原則2:役員等の体制整備
原則3:組織運営に必要な規定整備
原則4:コンプライアンス委員会設置
原則5:コンプライアンス教育
原則6:法務・会計等の体制整備
原則7:情報開示

原則8:利益相反の適切な管理
原則9:通報制度の構築
原則10:懲罰制度の構築
原則11:選手・指導者との紛争解決
原則12:危機管理・不祥事対応体制
原則13:地方組織等との関係

- ➡ 毎年自己審査、公表
- 4年に一度、日本スポーツ協会やJOCによる審査 (令和2年12月受審)

2022/7/8

コンプライアンス・倫理

- ・コンプライアンス (compliance) の語義:
受け入れること、迎合、人のよさ、親切などで、従順な対応を表現 ➡ 法令順守
- ・法令を守ることは当然、定款、規程・規則・ルール、モラル、社会良識等も
➡ 法令に加え、倫理・道徳も

2022/7/8

コンプライアンスの重要性

- ・企業においては様々な事案が発生
 - 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)
 - … 最悪の場合、倒産も
 - ・スポーツの場合、不祥事が起きると
 - 社会がそのスポーツを敬遠、人気の下落
 - 競技者の誇りに傷、競技人口が減少
 - 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
 - …資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
 - 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事責任
- ➡ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

2022/7/8

全剣連の取組み

- ・ 倫理規定制定
- ・ 倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- ・ 全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、令和元年11月一部改定)
- ・ 相談・苦情窓口の設置(平成30年11月～令和4年3月)
 - 窓口への通報、報道、Jスポからの通知 3年で合計92件(一部重複)
- ・ 綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定(平成30年、令和4年等)

2022/7/8

相談・苦情

- ・ 平成30年11月(設置)～令和4年3月まで
 - 相談・苦情窓口 : 79件
 - 日本スポーツ協会 : 3件
 - 報道(新聞等) : 10件
 - 合 計 : 92件(重複あり)
- ・ 暴力・体罰(25件)、パワハラ(4件)、指導(9件)に関する苦情や訴えは、立場の強い者による事案
- ・ セクハラ(4件)、審査(8件)、苦情(19件)、その他(23件)

2022/4/2

10

全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・ 剣道の理念

「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」

- ・ 剣道修練の心構え

旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、

- ★ 理念に反する不祥事の発生

居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰

➡ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ～ ガイドラインの制定

- ・ 対象者

すべての剣道関係者、特に役員・指導者

2022/7/8

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

- ・ 暴力・パワーハラスメントの絶対禁止

➢ 相談・苦情窓口/報道等 平成30年11月以来92件うち、

✓うち、暴力・体罰 25件、パワハラ・指導13件
(役員による暴力2件、教師による体罰4件)

➢ 暴力に対する考え方(間違い)

- ✓ 剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分からないように殴れるのに」
- ✓ 「あるとき気を抜いた練習をとがめられて、ボコボコに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした』」
- ✓ 体操女子暴力 ～ 本人も家族も納得していた
- ✓ 殴るには殴る理由がある

2022/7/8

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

- ・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)
 - ・ 2013年柔道女子代表選手
「・・・によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りをけがされたことに対し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て・・・」
 - ・ 暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの
 - ・ 剣道の理念「人間形成の道」、剣道修錬の心構え「礼節をとうとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」

剣道と暴力は、相容れないもの

- ・ 暴力の結果、個人には刑事責任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

2022/7/8

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:その他)

- ・ セクシャル・ハラスメント
 - 「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」
- ・ 差別の禁止
 - ・ 合理的理由のない一切の差別を禁止
- ・ アンチドーピング及び薬物乱用
 - ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
 - 大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底
- ・ 指導的立場にある者と選手等との関係
 - 相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動
- ・ 審査に関する金銭授受の禁止その他
 - ・ 審査は厳正、公正、適切、誠実に

2022/7/8

全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

- ・ 不適切な経理処理
 - 適正な経理処理と不正行為の防止
 - ボランティアだから多少のことは …… 一切ダメ
- ・ 選手・役員選考
 - スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備
- ・ 安全・事故防止
 - 剣道は安全な武道、さらなる配慮
- ・ 一般社会人としての規範
 - 反社会的勢力には特に注意

2022/7/8

ガイドラインに対する違反行為があった場合

- ・ 全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)
 - 不祥事発生の場合)
 - ✓ 都道府県剣連による調査・処分の申立て → 綱紀委員会による審査 → 答申・処分
 - ✓ (又は) 諮問予備審査会(全剣連)による調査等 → 同上
 - 処分内容
 - ✓ 称号・段位(全剣連のみ) : 剥奪、一定期間の停止等
 - ✓ 会員資格(全剣連・都道府県剣連) : 除名、一定期間の停止
- ・ 都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

2022/7/8